

理学療法士作業療法士国家試験出題基準の利用法

理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験は、理学療法士及び作業療法士法第9条に基づき「理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能について」行われる。

その内容を具体的な項目によって示したのが、理学療法士・作業療法士国家試験出題基準である。理学療法士・作業療法士国家試験の妥当な範囲と適切なレベルを確保するため、理学療法士作業療法士試験委員はこの基準に拠って出題する。

なお、当該出題基準は学校養成施設の卒業前の教育で扱われる内容の全てを網羅するものではなく、これらの教育のあり方を拘束するものではない。

利用者は以下の項目ごとの分類に従う。

1. 見出し（タイトル）、大項目、中項目、小項目に分類する。

（1）見出し（タイトル）は理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定める教育内容とする。

（2）大項目は中項目を束ねる見出しどとする。

（3）中項目は、理学療法士・作業療法士国家試験の出題範囲とする。

（4）小項目には、中項目の内容を例示する。

①中項目に関連する主たる項目範囲を示す。

②標準的な学生用教科書に記載されている程度の内容は出題範囲となる。

2. その他

（ ）：直前の語の説明

例：保存的治療（牽引療法を含む）、体性感覚（表在感覚、深部感覚）

〈 〉：直前の語の言い換え

例：日常生活活動〈ADL〉、QOL〈quality of life〉